

神誠  
組  
口  
再  
親

特36

212

館籍書會育教本日大			
函	一	東	新
架	一	新	十
號	七	架	一
	六	函	一
	號		一
	一		一
	冊		一

014143-000-9

特36-212

神誠の講釈

葵川 信近/著

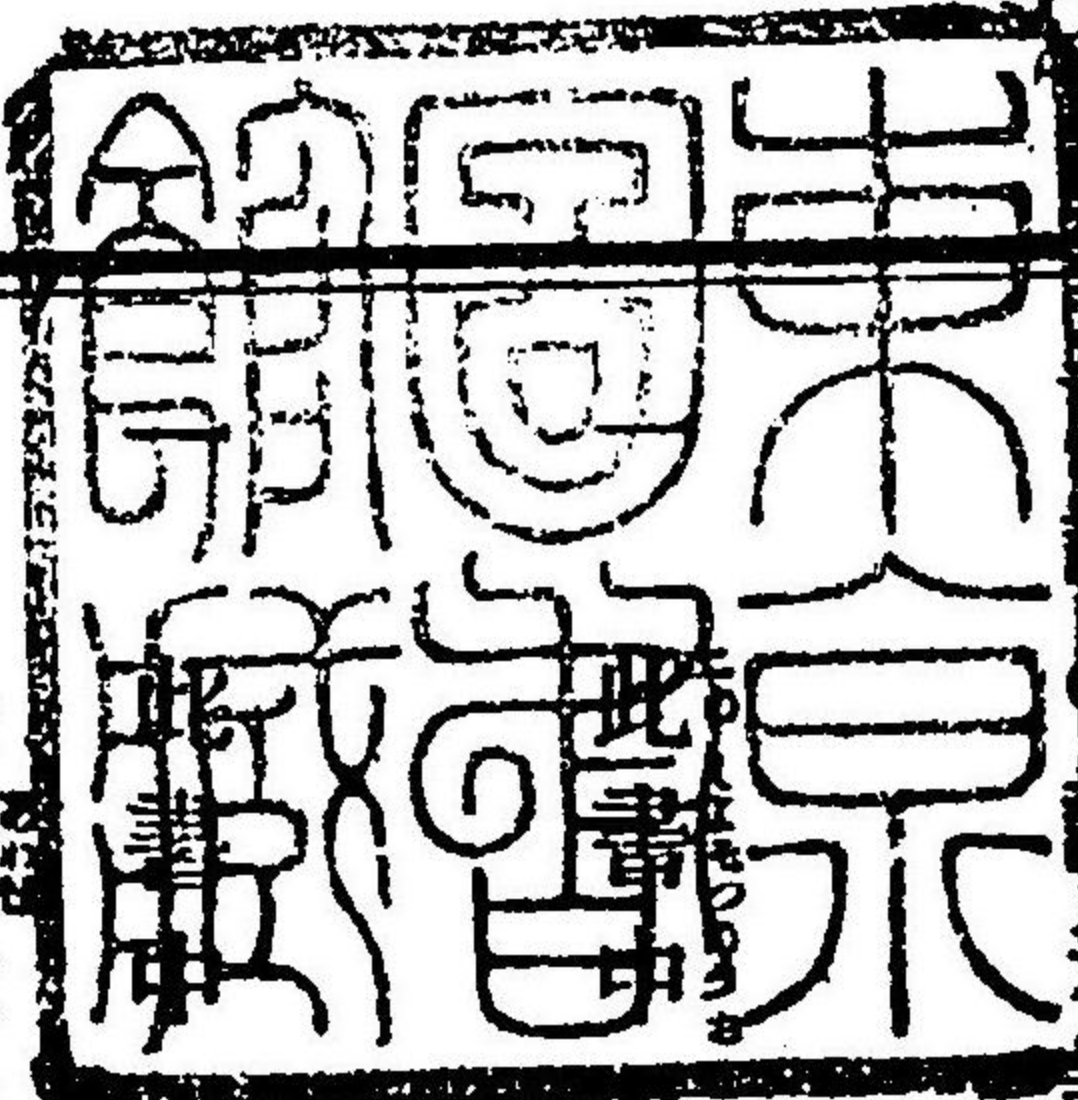
M10

ABB-0419





神誠講釋



神城の禱讀法

の△ハ「こ」ぎ「は」と讀べし

天御中主神と高皇產靈神と神皇產靈神との三神  
 と合造化神と書て「むすひのかみ」とを又「よろづのものつく  
 り」を「かみ」とを假名あり



神誠五ヶ條

- 一 神徳と皇恩を念べし
- 一 父母と父母の始祖たる神を尊べし
- 一 男の夫の道を修女の婦の徳を修べし
- 一 家業を勵べし
- 一 人たる道を履行べし

東書通

神誠の講釋

神誠の講釋

申す人の履行べき道と人の履行べき道は造化神が我々の性質に生付給ひたる誠の心で△其誠の心の隨ふ履行ことと人の初祖に在す伊弉諾尊伊弉册尊と申す二神が初め給ひてよりの神々様が履行て後の人々教傳へ給ひたることとて神誠と申すので△人の人たる道は此神誠五ヶ條よて畧盡こととて△各公意を誠として慎て讀れるが可然△倉卒よ讀て不服膺時ハ勿體こととて△あら百回も二百回も讀て能服膺て一生神誠を信仰せらるゝが可然△然ば造化神より稟たる我々の心の誠が身と護り家と



護り子孫を護ることやが自己で了會のゆくものにて△

その一よみ

神徳と皇恩を念へし

先づ神徳より講ませう神様の御徳を忘れては不濟事にて△其譯は今日此世界より人が生れ棲て居る理は如何の理と云ふこととを畧聴ば可了知とじて△今此方が先づ理と云ふもの、大畧から講ませう理と云ふもの、天理も人理も總て道の條理にて△ソコテ理は道に付属て離れぬものにて△ソレテ道と云ふもの、未天地も出来ぬ前より神様の御意にて御定させられたるものにて確乎と定まりて變りも動さもせぬものにて△然ば其道理を定めて天地を天との我が太陽の率る諸游星の

天を指すくはしく鑄造たる神は何と申神あるやと云ふニ大古此世界の未出来ぬ前より高天原と申す大虚空より天御中主神と高皇產靈神と神皇產靈神との三神が在 天御中主神は天の真中の主の神にて其御神靈の御作用が高皇產靈神と神皇產靈神とよ現れ給ひ御三體よして御一體の如く在 此三神の御意にて道理を定め此世界萬物を鑄造られたるの故ニ此三神を合せて造化神と申すので△ソシテ此三神は世界が開闢して以來の今日も幾万年の後迄も終り給ふこととを無く始給ふこととを無く其神靈は天地の間ニ滿盈在 高皇產靈神は天氣と掌り給ひ神皇產靈神は地氣と掌り給ひて此世上より生とし生在萬の生類の子を産靈給へることとて△草や木



が花咲て子と産靈人や鳥や獸や虫や魚や萬の物が孳尾て子と  
 産靈も皆天の真中の主の神の御意よと此二柱産靈神が其神靈  
 と互に感通給ひて萬の生類の父母の氣息の中へ子種と授させ給ふ  
 こととて△此子種が即人の身體の魄と魂とよ成たるものて△  
鳥獸  
人  
鳥獸 小異わ ソコデ身體の魄も産靈神の御作用されども身體ハ父母  
 の血氣ニ托て生せ給へるものなれば身體ハ父母の血氣よ分れ心  
 魂ハ産靈神の御靈よ分れ來りたるものて△人の魂ハ既ニ産靈  
 神の御靈と賜たるものなる故ニ人の魂ニ造化神の御意なる道理  
 と云ふものが生れ付て居る之を天命と申すこととて△又人の活て  
 居るの魂が身體よ居る間のみて魂が身體ヲ離れ去れば死ぬること

として△夫も人の身體ハ父母の血氣よ分れ心魂ハ産靈神より分  
 れ來りて父母の身體ハ祖父母の血氣よ分れ心魂ハ彌張産靈神よ  
 り分れ來るソコデ祖の其祖の其祖と逆て數へあぐれば身體の初祖ハ  
 神様あり人の身體の初祖の神は此世界初めて修理固成給ひし神様と  
 △此神様は即ち三峯山ニ鎮座在す伊弉諾尊伊弉册尊乃二神とて△此二  
 神は造化神の詔を以て天降り在て國土山川を修理固成給ひ萬の神々  
 と生成給ひて造化神乃造化功用よ供へ又青人草元祖とある神  
 と生給ひ終に禊祓祀事を創給ひし功績に由りて天照大神を生給へり  
 天照大神は光華明彩して靈異御子に在す故ニ天上ニ舉給ひしとて其天照  
 大神は人命と重じ給ひて養蠶耕田祀業を創成し又御口よ繭を含みて紡織祀業



を概め給ひ又御孫は瓊々杵尊と詔られ此國土は大神と定め天は下を治め  
恵み給へることとて△然るば神々は千萬を在り網は目と目と接合し相持  
持が如く各其職掌を分け造化神は功用は供へ給へるは天は真中主は  
神は御意よよ産靈二神は御作用は成出をばよる千萬は神は唯一  
神は如く在は何れは神よを敬事へまつるべきこととふれど天御中  
主神高皇産靈神神皇産靈神伊弉諾神伊弉册神天照大神は六神  
は御神徳は頼り我等が此世に生れ此世に衣食し活て棲て居ると  
とふれば此六神は御恩を忘れては實に不濟こととて△凡恩を受れば其  
恩は報をばせむとて思ふ誠は心あるは我々を魂は造化神が生付給ひ  
てあるも故に其誠は心は隨は其御恩は報ゆべきこととて天照大神

が其御孫様を天降し給へる時傳へさせられたこととて△  
傳へられたれども外國ニ其神徳は報賽は禊祓は事を承行ひ身と心  
を心清潔よし正しく直心は立反りて拜禮爲べき事とて△これを天  
照大神は傳へさせられたこととて是ぞ神徳を念ふべしと云ふ神誠は  
ある所以て△  
以上 又皇恩は天子は御恩を申ひて今天子  
は天照大神は御孫の瓊々杵尊よ御血統が續のせられ天照大神  
が瓊々杵尊よ此國土の大神とあてて治りよ天地あらんらぎ  
は御位は變ることとてはあしと詔られて降臨し給ひし以來御代々の天  
子様が御位を嗣せられて我々を治り給へるは我々が造化神よ賜り  
たる魂の誠の隨は道と履行様は保庇あらせられて道を能く守るものニハ



御褒美を賜り道違へるものば御刑罰を行はせられて我々よ家業を  
 安堵に治させ給へることとて△我々の尊き天子の御國に生れて天子の臣民  
 とあつて保庇被蒙ることあれば皇恩を報いまつらぬばあらぬこととて  
 △皇恩ハ即ち國恩と△國恩は報いんよ如何して可然と云ふ我々  
 の魂が兼て知て居る誠の隨に行ひて人の人たる道を履み違へたて政府の  
 御法ふ乖戾たてせぬやうよ互よ其家業を勵勤めて御國を富し外國の  
 侮りを受ぬ様よ考へ若し御國よ事ある時ハ天押日命と云ふ神の御教の  
 如く海の上を行よ死骸を水よ葬らるともまよ山の中を行かん時  
 ハ死骸を草の肥しとあしめともまよ大君の爲めよこそ死なむ徒死と  
 といせまいと言はれたる心よあつて御國の爲めよ身力を盡せ給國

恩を報るので△外國の人ても皆國を愛せぬものいふし況て我々ハ  
 皆神々の御裔よしと神國の臣あれば皇國の爲めよ義の誠と盡せ  
 ぬばあらぬこととて△ナント各公互ひよ心の底に國を愛護する心  
 ん君が愛敬心もあるて△忽か此心が即ち造化神が我々を現み  
 生付給ひたる誠な心で△此誠な心は隨み大君み事ふることとて昔し神代  
 の時萬神等が天照大神と御事へま被し人な代み傳へさせられ  
 たことだまよと神徳と皇恩被念ふへしと云ふ神誠があるなて△

るは二みは

父母と父母は始祖たる神被

尊べし



我々が生れし來たるは産靈神の御靈が父母の氣息入りて體  
乃魄と魂と乃種とありて來たるものなれば父母の血氣が分け  
乃養質が成たるものなれば我々の體は實に親の體と一體同  
氣ある故に親の子が愛する情、禽獸にもあるものにて△況し人  
は萬物の長とも唱えられれば尙更其情の懇篤として△我々が母  
乃胎が出たる時は諸君相互より赤兒て言ひて食ひて衣ひて  
とも歩ひとも出來ぬものでありましたが兩親が我々に食ひて衣  
我々が撫て我々に言ひて教へ稍長なれば時が度りて飯が食ひて體が量り  
衣が製親に寒ければ我々に暖に衣せ親は飢へて我々に甘旨が  
食ひて我々に讀書習字とせ諸藝が教へ親の心よりウツ此子が好人

に仕度利口な童子に育たいと計思眞一筋に育てられたる我々の  
此身體がやと能身ふうけて深くこれが思へバナント互に泣き出る  
かどの事にて△ぬかソデ子も亦親が思ふ眞一筋の情がある理にて△  
イカニモ我々を互に幼稚時ニは皆同様に親が戀親たるものな  
れども成人して後に獨化たる意匠して親が思ひぬ者あるは自  
己が自己が欺と云ふものにて△奈何と申すに親が思ひぬものにも  
造化神が授け給ひたる魂があるものもまた親の恩は報べきもの親  
には孝行を盡すべきものと云ふことと親心に覺え居るが片隅に  
置く之が思ひぬは自己が自己が欺すので實に禽獸に對する耻しき事  
て△又親も子も思ふ眞一筋の慈愛の心あるはよければ慈愛の



心に偏りて子に教養道を守ることが出来ぬ親もあらず是は自己から禍害招くので△ソコデ親に親の道があらず子に子の道があるので△親の道と子とを教養に義方を以てする事で義方と云ふハ戯言を用ひ様に欺言を用ひ様に注意が第一の事△孩提ハ何辨知なきものなるを辨知の出来るのも皆父母の言事作事見學して覺ゆるのであれば戯言を用ひるのは戯言を教ふるものなり欺言を用ひるのハ欺言を教ふるので△能注意育治ねば不成事△中に女子ハ母の手許にあらず母の所作所言見倣聞慣し成長その故ニ自然と母の風采に肖るものあれば格別に注意ねば不成事△ソコデ子に教養に支金道藝教導成人にせねば

不成事△親ハ子が成人する迄ハ随意に使役答ふをなてある乍併成人にあれば随意に使役事は出来ぬ譯をなて△子が獨立にあれば獨立な意思で待遇子に意見受を聽子に諷諫に從ひ職業担任子に反養受け家務參議し身分督責とを子を思想強と抑壓の様にするのが親の道△子の道も成人ふある迄ハ親の命は何事でも唯々と許諾命の隨と行ひ命の隨ふ使れ謹恪と教養を受成長すれば獨立の氣象を立親の志を述べ親の事を繼た親の事業言行道と違ふことあらハ面諍ハぞし乗間温色偷言と幾回を諷め只管家業を勵み勤めて親を養ひ己ハ不自由して親に不自由とさせぬ様ふ心を用温袍に衣せ滋味



を勧め親之苦勞をかけざ親之安心をささる様ふし隨老大切にし  
 して克終のが子の道で△道と云ふものは造化神が我々の性質  
 に生付給ふたるものにて人の履行當然の路あること故孝行の人  
 を聞けば誰ても心の内ふ感じ不孝の人と聞かば誰ても心の内ふ惡む  
 もので△親子の道の玄淵事を今一話さう親子は一體同氣が分  
 れたるものも截るも切を忍縁で△その譯ハ譬は親不孝者があ  
 る親之かゝりどうを受け遠く離居ても其親が事に觸れれば其子  
 を思ひ出し又其子を他人が其親を誹謗ハ心に不快もので△ナント各公截  
 るも切を忍もそのては△ら思か親子ハ離居ば彌益思ふ答ふも  
 のて△父母を思ひ父母に孝行を盡すハ父母の存命中計りてハ永

訣たれ後幾年を過とも其神靈を厚祭祀し思のが大孝と申ども  
 のて△又父母を思ふ心を推し神様をも思ふればあらぬ事て△夫れ我  
 々の身體は父母より出たるものなれども父母の出たる所が無きば  
 我々を出來る譯けは無きこと△父母の出たるのは祖父母も其祖父母  
 の其又祖父母と溯算ば人體の初祖は伊弉諾神伊弉册神の二神  
 て△此二神が無れば我々を生たれ父母も無き譯て△然るば父母を  
 思ひ追孝する心を推し神々を思ふればあらぬ事ては△ら思か却  
 説其父母を思ひ追孝する事は天照大神が御孫様に教へ給ひし因故よ  
 よる人々の代の我々の心よあやかす來りたる事て△故に父母と父  
 母の始祖たる神を尊むべしと云ふ神誠があるのて△



その三よハ

男ハ夫の道を修女ハ婦の徳を修べし

人ハ夫婦に始ると言ひ傳へのあるハ如何なる譯ぞと申すよ是ハ大古  
造化神が此世界を創造給はん爲めよ伊弉諾尊と申男神と伊弉册尊  
と申す女神を天降しましめて其男神女神を夫婦よなさせ給ひて男  
神ハ先ニ立ち女神ハ後より隨の禮を行ハせ給へり爰ニ於テ二神夫  
婦交合の道を開き國土を生み諸神を生て造化神の功用よ供へ且世人  
の始祖々の神を生給ふる事て△コレヅ人の始めて△此男女二神の道  
ハ即ち造化神の道を以て始めて人體よ現ハし行ひ給ひし故ニ人の世よなり  
ても造化神の道よ頼男女二神の道と承續きて男ハ女と娶りて夫と成り女ハ

男よ嫁して婦と成り夫婦の交合して子を生み子孫を繁榮する様よ  
成りし事て△夫婦交合の道ハ産靈神が人の子孫を繁榮とする爲  
めよ結び給ひしものなれば彌最大切な事とて△ソコテ夫よハ夫道があ  
り婦よハ婦徳がありませど其夫道婦徳と申すハ男神ハ先よ立ち女神  
ハ後よ隨ひ給ひし其道を踏行ひて男ハ先よ立ち女ハ後ニ隨ふべき事て  
△其男の先よ立ち女の隨ふ理ハ男ハ健剛の徳と爲し女ハ婉順の  
徳と爲るとどのいそれがある故て△婉順のが女の徳である  
ら健剛が男の徳であるら婉順のもの  
先ち又婉順ものハ健剛なものに合て愉快健剛ものは婉順もの  
よ合て愉快ハ天地自然の理て△ソコテ健剛をばハ天の如く婉



順もの地の如く天の上ニ在り地の下ニ在り故ニ夫を上とあし婦を下とも  
とあす夫婦の差等が分判事と△然れど天の功を兼ぬる事が出  
來ど地の功を兼る事が出來ど又天が無ければ地が不成地が無け  
れば天が不天と同道理と男の女の事を爲事が出來ど女の男の  
事を爲事が出來ど男が無ければ女が不成女が無ければ男が不男と  
乃て△ソコテ天と地と相扶けけよ扶け相ひ持ちよ持ちて萬物が育のてこれ  
化神の御 男と女と相扶けに扶け相ひ持ちに持ちて家が治り子孫が繁榮とる  
功德あり 理て△然れば夫の婦の天と夫が婦と賤屈とあき理と△又  
婦の夫の地とれば固より夫に凌轢とあき理と△  
事を唱ふるハ天地の差等を辨へぬミゴリお  
とされバよはされぬやうにすベキ事と△ 然れど夫の事ふること

西洋學者が男  
女同權と云ふ

が出來ぬ婦や婦と御との出來ぬ夫が世間に間ある事シヤガ  
是ハ婦徳が修らぬと夫道が修らぬとよよりて起とて△婦徳と  
ハ前より申す婉順徳△婉順とハ唯姿色の婀娜ふるを謂のてハあ  
く女の夫の家が我が家と内事を勤め子を生べもそのふれば舅姑と  
と肉親よりも大切よし夫の事る天の上ふ在り地の下ふ在り道理  
を辨へ平常よ清靜ふ溫柔ふして假りよも嫉妬の心をもたど怨憤の  
意をおことぞして夫の事へ若し舅姑又ハ夫が憤逆とナドノあらん  
よハ其場てハ畏懼て夫の恬喜の好期よ聲を和氣を鎮め誠を盡し  
て言へむことハ言ふて真心の真一筋の夫の肺腑よ徹様ふする  
のが真の婉順のて△夫道の健剛とハ唯巨軀幹を謂ふのてハ無男ハ



婦れ夫と成りて外事汲勤め家汲治め親子は道をおこせとふれば慈愛深く義理強く堪忍深く勉力強くして天と地と相ひ持ちに持つ神理を辨へて我が心に所好ことハ人ハ心にも好み我が心に所惡事ハ人ハ心よも惡ふれば我が心と婦に移して常談戲言にも婦は辭氣を惡くする事ハ言ハぬ様み爲ぬ様且つ婦は過失汲は面折で呵叱詈罵せして間時を視あせせて靜に小聲て言ひ聞かせ誠を以て之を啓迪は眞の健剛な徳で△故に女兒にハ幼稚より婦徳を修る様に開導男兒には幼稚より夫道を修様ニ開導ねばふらぬ事て△ナント諸公請觀夫と婦とハ誠の心が玄感ば事に觸れ時ハ臨てハ夫婦共泣に啼きて涙に咽とがあるてハことらぬかこの所に潛心て能く聞きてよ此

誠の心と以て夫婦相ひ戀ひ相ひ喜のハ造化神が人に子を生ずる爲めよ賜りたる貴重と心て△然るに間にハ人の目と忍びて人の妻や人の阿嬢に挑戀て道ふらぬ事に情の諒と盡者があるもので△これハ慾情の諒といふもので本性の誠といふものでハふい奈何といふにこれハ道に背げると云ふことを本性ふ知る居るあら人の目と忍ぶのて△其道よ背じいふ事を知て居る本性こそ誠の心で△これハ性とて即ち體と用の違ひ然れば各君其誠の心と以て男女の別を正しよりおこるもので△うし又誠れ心と以て夫婦好合せねばふらぬ譯てハことらぬよいか夫れ夫道婦徳と修め夫婦好合しう家と治め子孫と榮えしむるは好事と云ふことと人々の魂の誠が知て居る事シヤガ其知て居る隨ふ履て行ひ



て後々の人に教示おかせられたるは男神女神と△故ニ男の夫の道と修女の婦の徳と脩むべしと云ふ神誠があるのと△

その四には

家業と願べし

夫れ人の靈魂と造化神と稟け身體と父母より分たれたるものであれば其身體の屋舎の如く靈魂の主人の如きもれて△屋舎の主人を棲爲に主が工匠よあつらへて造作せ身體の靈魂を栖爲め造化神が父母よ造作させたもので△其身體を養ふんごの食物が緊要であるが靈魂と恒心よも教示と云ふ緊要がある事シヤ靈魂

と恒心よも教示よえければ自然に身體を養ふ食物もそくあるものと△其故の如何と申すも身體の靈魂を保容爲めに造作たものであるが身體の中の耳や目や鼻や口や手や足は皆靈魂の卒徒と此卒徒の靈魂の命に従ひて運用ものされど靈魂が確乎と恒心て居る時ハ此卒徒が縱逸を働いて欲の心が靈魂を蔽ひて邪魔とぞるもので△其邪魔とぞる邪魔を抑制して靈魂を確乎と恒心様とするとは教示に在る事と△教示を求めたる後に食物を求めれば食物を求め易い事と△學問修行もそれ其教示と申すは外かの事よあらざ只管に家業職務に勤勞教示と△夫れ人と生きたるものハ家業職務と勤め勵むべしと云う造化神が造爲賜りたるもので△其譯けと申す



禽獸は職業の勤め勞不ども魂を造化神が授け賜ふ事であるから其代は翼で飛んで海河を渡り或は四足で走り羽毛で寒を御食物は天然と出来の物を食て活て居様は造爲らざれど人の不然奇々妙々ある靈魂を授け給ふ士農工商雜業の人等も各其才智を以て職業を勵み婦め度世せよと魂は命のけられざるので△それ故に翼がふくも舟を作て海河を渡り四足がふくも馬を騎り蒸氣車を乗りて走り羽毛がふくも赤裸ふれども衣服を製て暑寒を御食物は天然の物を不仰して來年よ食ふべきものを今年より用意し子や孫の代迄の儲蓄をぞる様は造化神が造爲て賜りたるもの故に人と生れしものハ愚者でも智者でも職業の勤勞は活計が立職業は怠惰は

活計が不立といふ事を心の底に知て居るので△此を知て居るので即ち魂は命られたる心の誠が知て居るので其知て居る隨に家業の勤勞は實に我が心と對して濟ぬとてハ不在哉然るは世の中ハ神の命は背き逸を好む勞を厭り滋味を好む美服をほしがるなどの欲心より終に種々なる邪心が起りて未だハ神罰を蒙るものがある事△其邪心の種々なる起る中にも或ハ奸智で逞しく取るべきもので無不義の利を横領し又は刀筆牙籌を以て非義に利を掠め未だ天乃羅網に懸るもあや或は竊盜強盜を働いて未だハ刑罰を蒙るもあや或ハ酒色や博奕や傲奢の心を奪はれ改心が出来ぬ病が起り又ハ轉職等は無分別が起り忽ち破産致し親先祖に勤勞を求めたる家宅や田畑



や山林を人け物とあし末の屋舎よを居られぬ様よある事ある事  
て△如斯よ不義に利を横領したる盗竊を働きたるをば其  
内心よ此は不可爲とだと思ひて心は底よ愧るよちひあるま  
い其愧る心はあるに即造化神が魂よ生付給たる心は誠が愧るに△  
然れば各公靈魂が知る居る隨ふ本心よ立ち反り家業よ勤勞て心よ愧  
ことこの無様よ爲度よのては不在哉特よ靈魂の知て居る隨よ家業職  
務を勤勉事ハ伊弉諾神伊弉册神が國土萬物と修理固成御業を  
勤勉給ひて後世よ教示給ひ又天照大神ハ衣食を作る御業よ勤勉給ひて  
後々の世よ教示給ひし事て△其御教示を守りて靈魂汝恒心身体  
汝養ひ家汝治め子孫汝榮らしむる汝隨神の道と申し即ち本教て

△故ニ家業を勵べしと云ふ神誠があるに△

その五よハ  
人たる道汝履行べし

人乃道と申すを乃ハ造化神が賜りたる我々が神魂に備りたる  
心乃誠て即造化神に御意が人け神魂よ存在する心は誠が即ち人  
け道て△然れハ道と云ふをけハ決して人け作爲たるを乃てハ無  
造化神に御意で定りて變りをも動れもせぬものて△人乃道ハ人の  
神魂よ備りたる心の誠であれば其誠の隨ふ履を行ふ事を履行ひ  
初めて後々の人よ之を教へ給ひたるに人體の初祖と在伊弉諾尊伊弉  
册尊の二神て△此二神が初めて夫婦の道を開き給ひて八百萬神と



生給ひ親子の道<sup>ウ</sup> 汝開き給ひて兄弟の道<sup>タ</sup> これよ<sup>ト</sup> 出来祖孫の道<sup>ト</sup>  
 これよ<sup>ト</sup> 出来叔姪の道<sup>ト</sup> これよ<sup>ト</sup> 出来各般の接際<sup>ト</sup> 汝道<sup>ト</sup> これよ<sup>ト</sup> 出来君  
 臣<sup>ト</sup> 汝道<sup>ト</sup> これよ<sup>ト</sup> 出来事<sup>ト</sup> 汝夫婦の道<sup>ト</sup> ハ夫ハ婦を御に良  
 誠<sup>ト</sup> 汝盡し婦ハ夫に専ふるに貞誠<sup>ト</sup> 汝盡のが即夫婦の道<sup>ト</sup> 親  
 子の道<sup>ト</sup> ハ親ハ子<sup>ト</sup> 汝教へ養ふに慈乃誠<sup>ト</sup> 汝を盡し子ハ親に奉事に孝乃  
 誠<sup>ト</sup> 汝を盡乃が即親子の道<sup>ト</sup> 兄弟乃道<sup>ト</sup> ハ兄弟<sup>ト</sup> 汝導くに愛の誠<sup>ト</sup> 汝盡  
 し弟ハ兄<sup>ト</sup> 汝從ふニ恭の誠<sup>ト</sup> 汝を盡のが兄弟の道<sup>ト</sup> 祖孫の道<sup>ト</sup> ハ祖  
 の孫<sup>ト</sup> 汝愛撫にも孫の祖に侍事にも誠<sup>ト</sup> 汝盡のが道<sup>ト</sup> 叔姪の道<sup>ト</sup>  
 ハ叔の姪<sup>ト</sup> 子<sup>ト</sup> 視にも姪の叔<sup>ト</sup> 汝親視にも誠<sup>ト</sup> 汝盡のが即道<sup>ト</sup> 繼

父母の道<sup>カ</sup> ハ前夫妻孤嫡<sup>ト</sup> 汝已<sup>ト</sup> が所生<sup>ト</sup> よ<sup>ト</sup> 慈愛<sup>ト</sup> 義の誠<sup>ト</sup> 汝盡のが  
 即道<sup>ト</sup> 異父母兄弟の道<sup>ト</sup> ハ兄弟互ニ親睦<sup>ト</sup> し<sup>ト</sup> 義の誠<sup>ト</sup> 汝盡のが即  
 道<sup>ト</sup> 各般の接際の道<sup>ト</sup> ハ其道<sup>ト</sup> に八ヶ條あり<sup>ト</sup> 其第一ハ貴者ハ賤者  
 汝不<sup>ト</sup> 凌轢して却<sup>ト</sup> 之に謙<sup>ト</sup> 賤者ハ貴者に不<sup>ト</sup> 抗抵して之を敬<sup>ト</sup> 貧  
 誠<sup>ト</sup> 汝を以て<sup>ト</sup> ざるのが即道<sup>ト</sup> 第二ハ人の奴婢とあ<sup>ト</sup> 其主人の  
 家の爲<sup>ト</sup> めみ忠義<sup>ト</sup> を盡<sup>ト</sup> 其主人は奴婢を愛憐<sup>ト</sup> 獨立有室<sup>ト</sup> にざる様に  
 各誠<sup>ト</sup> 汝以て<sup>ト</sup> ざるが即道<sup>ト</sup> 第三ハ富者ハ貧者を賑恤<sup>ト</sup> 之を濟<sup>ト</sup> 貧  
 者ハ富者<sup>ト</sup> 汝怨<sup>ト</sup> 之を重<sup>ト</sup> ざるに誠<sup>ト</sup> 汝を以て<sup>ト</sup> ざるが即道<sup>ト</sup> 第四  
 ハ老者の幼者<sup>ト</sup> 汝可愛<sup>ト</sup> 幼者の老者<sup>ト</sup> を貫<sup>ト</sup> 之に誠<sup>ト</sup> 汝以て<sup>ト</sup> ざるが即  
 道<sup>ト</sup> 第五ハ長者の少者<sup>ト</sup> 汝恤<sup>ト</sup> 之を少<sup>ト</sup> 長者<sup>ト</sup> 汝敬<sup>ト</sup> 之を誠<sup>ト</sup> 汝を以て



ざるが即道て△第六ハ師匠の弟子を惠教よそ弟子の師匠に敬  
 事に誠を以てするが即道て△第七ハ朋友ハ與と扶け合ふの道なれ  
 ば始終心と變だ互ニ深切を盡そみ誠を以てするが即道て△第八  
 ハ人と人とは見ぞ知らだの他人てを互ニ兄弟は如き思ひあしと禮義  
 を皆造化神の造化を授り其靈魂よ具備て人は人たる  
 道を保而在もなれば外國人ても侮らざしと之を敬めば不得事  
 て△況し皇國ハ人民ハ此世界の最首に造化神の二神よ命て生  
 化玉へる正統の人民よして人の道ハ神習よ習ひと清き正統の心  
 を以て履て行ふべき人民なれば實ふ兄弟の思ひを成しと禮義を盡さぬ

なる事て△右云へる道々の總て人の人たる道ぢやとより此人  
 の人たる道を履違へる様にと守護するものと守護せられるもの  
 とが君臣の道て△君臣の道ハ即ち官民の道で△君臣の道ハ君ハ守護するよ仁  
 の誠を盡し臣ハ守護せらるるに忠の誠を盡すので△君ハ人の人た  
 る道を統持て人々が道を履て違へる様に保庇給ふ御職分なれば即造  
 化神の造化を賛成給ふので日本の大君の其御職分ハ即ち天照大神  
 の御教を守り給ふので△各君如何宜了知がたまはしたる抑人の人  
 たる道ハ造化神が我々の神魂に命つて給へりたるもので其命られたる  
 隨ふ履て行ふ事ハ神々が教へ傳へ給ひ尙は其上へと履違ふものと正す  
 事を大君と教へ傳へ給ひたる事て△是れ人たる道履て行ふべしと云



ふ神誠がある以所て△

神誠講釋終

明治十年十一月廿一日版權免許

埼玉縣第十六區八小區  
武藏國秩父郡三峯村番外  
壹番地寄留

編輯兼  
出版人

葵川信近

定價七角五厘



